

# 第1回 三ヶ日西小学校 学校運営協議会

令和 5年 4月27日 (木)

13:30~15:15

司会; 教頭、会長

記録; CSディレクター

会場; 会議室

- |     |                                |                             |
|-----|--------------------------------|-----------------------------|
| 1   | 日程説明                           | 13:30                       |
| 2   | 授業参観                           |                             |
| 3   | 開 会                            | 14:00                       |
| 4   | 校長挨拶                           |                             |
| 5   | 新規委員任命書・学校支援コーディネーター委嘱書交付 (校長) |                             |
| 6   | 浜松市学校運営協議会規則確認 (教育総務課)         |                             |
| 7   | 自己紹介 (出席者)                     |                             |
| 8   | 会長選出 (教頭)                      |                             |
| 9   | 会長挨拶                           |                             |
| 10  | 副会長指名 (会長)                     |                             |
| 11  | 議長選出【出席者の中から互選】 (会長)           |                             |
| 12  | 熟 議                            | 議長 ( )                      |
|     | (1) 学校経営方針 (校長)                | 14:40                       |
|     | (2) 三ヶ日西小学校いじめ防止基本方針 (校長)      |                             |
|     | (3) 三ヶ日西小サポーター〔ボランティア〕 (校長)    |                             |
|     | (4) 「夢育やらまいか事業」に対する意見書 (教頭)    |                             |
| 13  | 連 絡                            |                             |
|     | ・三ヶ日西小学校150周年記念事業 (校長)         |                             |
|     | ・次回議長について (会長)                 |                             |
| 第2回 | 学校運営協議会                        | 令和5年 10月26日 (木) 13:30~15:30 |
| 第3回 | 学校運営協議会                        | 令和6年 2月 9日 (金) 13:30~15:30  |
| 14  | 閉 会                            | 15:15                       |

## 三ヶ日西小学校 運営協議会名簿

No.	氏名	ふりがな	
1	河合 成典	かわい しげのり	会長（元校長）
2	藤山美恵子	ふじやま みえこ	副会長（元民生・児童委員）
3	伊藤 暢洋	いとう のぶひろ	R4 PTA副会長（保護者）
4	鈴木 栄男	すずき しげお	R4 PTA会長（保護者）
5	河合 文月	かわい ふづき	有識者
6	黒柳千賀子	くろやなぎちかこ	主任児童委員
7	夏目 勝弘	なつめ かつひろ	R4 自治会長
8	池田 易史	いけだ やすし	学校支援コーディネーター
9	酒井 恵子	さかい けいこ	学校支援コーディネーター
10	宮田真由美	みやた まゆみ	校長
11	中村 圭介	なかむら けいすけ	教頭
12	中村 昌代	なかむら まさよ	CS担当
13	竹内 淳	たけうち じゅん	教務主任
14	山田 雅美	やまだ まさみ	CSディレクター校務アシスタント
15	高野 一幸	たかの かずゆき	三ヶ日協働センター職員 （オブザーバー）

# 浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

## (趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

## (目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

## (設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

## (協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民

- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員から辞任の申出があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
- (3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない行為をすること。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 三ヶ日西小学校 第1回学校運営協議会 資料

### 1 CSのねらい

#### (1) 学校運営の基本方針

- ① 学校教育目標「めあてに向かって自分を高める」の具現
  - 重点1 主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善
  - 重点2 キャリア教育の推進
  - 重点3 発達支援教育の充実
- ② 児童・保護者・教職員が安心できる学校風土の創出
- ③ 安定した教育環境の基盤の維持

#### (2) 地域と共有したいビジョン

- ① 目指す児童の姿
- ② 保護者や地域への情報発信と保護者・地域から学校への情報提供
- ③ 教育課題
  - ・ 発達支援の必要な児童への対応
  - ・ 学校ボランティアの活動の再開
  - ・ 三ヶ日西小学校いじめ防止基本方針
  - ・ バス待ち児童への対応
  - ・ 創立150周年に向けて

#### (3) 本年度の本協議会における力点

- 本校の教育課題解決に向けた方策の検討。
- 外部人材への協力要請の在り方。
- いじめを未然に防止する手立て。

### 2 計画

回	日	熟議・協議事項（予定）
1	4月27日（木） 13:30～15:00	○学校運営の基本方針の承認 ○課題の焦点化 ○学校ボランティアの活動計画作り
2	10月26日（木） 13:30～15:30	○授業参観後に学校の取組や児童の様子を評価 ○課題解決に向けた進捗報告
3	2月9日（金） 13:30～15:30	○学校関係者評価 学校評価の分析と今後の課題の整理 ○次年度の学校経営基本方針 ○学校運営協議会の自己評価 ○次年度に向けた課題の整理 ○夢をはぐくむ推進協議会への提言

<国の方針>  
◎生きる力の育成

学校教育目標  
**めあてに向かって自分を高める**  
学校教育理念  
よく遊び よく学び たくましく

・学習指導要領  
～主体的・対話的  
で深い学び～

<はままつの人づくり>  
◎未来創造への人づくり  
◎市民協働による人づくり  
・夢と希望を持ち続ける子供  
・これからの社会を生き抜くための資質や能力を育む子供  
・自分らしさを大切に  
大切に  
大切に  
大切に  
大切に  
大切に  
大切に  
大切に  
大切に  
大切に  
大切に

目指す学校の姿  
家庭・地域とともに  
夢を育む学校  
  
<校区の目指す姿>  
◎三ヶ日中学校校区  
「三ヶ日の未来を担い  
事を持って自分らしく  
輝く子の育成」  
・目で見て聞いて伝え合い  
・自分から  
早寝・早起き・朝ごはん  
・あいさつ 笑顔  
やさしい言葉

目指す子供の姿  
・自分を大切にできる子  
・人を大切にできる子  
・課題解決することができる子  
・学びを未来につなげることができる子

【知】「知りたいがいっぱい」  
めあてに向かって、  
共に高め合う  
・「主体的・対話的で深い学び」  
の実現に向けた授業改善  
・個に応じた学び  
・基礎・基本の定着(漢字・計算力  
温かい聞き方・話し方  
学習習慣・家庭学習の確立)

【徳】「思いやりがいっぱい」  
互いを認め合い、  
命や心を大切にする  
・道徳科授業を要とした  
道徳教育の推進  
・自他のよさを認める場の設定  
・いじめ0に向けた取り組み

【体】「元気がいっぱい」  
自ら健康づくりに  
取り組む  
・基本的生活習慣の定着  
(早寝・早起き・朝ご飯)  
・体カアップ  
(持久力、握力)  
・自分の身は自分で守る安全意  
識の向上(交通・防災・防犯)



三ヶ日西小学校におけるキャリア教育を通して育みたい力

【自己理解・自己管理能力】  
みつめる・みつめる力  
◎自分を大切に  
する力

【人間関係形成・社会形成能力】  
つながる・つなげる力  
◎人を大切に  
する力

【課題対応能力】  
かいけつ・  
かいぜんする力  
◎解決する  
力

【キャリアプランニング能力】  
ビジョンを描く力  
◎未来につな  
ぐ力

「学びと育ちの4ステージ」…評価・検証・改善  
4月「ビジョン」 5～7月「つながる」 9～12月「かいけつ」 1～3月「みつめる」

子供たちを支え、導き、伸ばす教職員集団…チーム三ヶ日西

「家庭・地域と共に歩む学校づくり」 ～コミュニティ・スクール～  
一人一人のニーズをつかむ 一人一人を大切にする 一人一人のよさを伸ばす



# 三ヶ日西小サポーター（ボランティア） 募集一覧

## 1. 安全ボランティア

記号	ボランティア	ボランティア内容例
ア	安全	登下校時の交通安全・防犯（家の前や交通の要所に立って、行ってらっしゃいやお帰りの声掛け）、安全モニター報告 等

## 2. 環境支援ボランティア

記号	ボランティア	ボランティア内容例
イ	裁縫・工作	ポンタ君・ポンコちゃん修理、扇風機カバー刺繍 式用ボックス型白布作成 等
ウ	掲示	廊下掲示作成、特別教室掲示作成
エ	DIY	遊具ペンキ塗り、建具等修理 等
オ	庭木	枝の剪定 等
カ	花壇	苗植え、草取り、休日の水やり 等

## 3. 学習活動支援・行事等への協力ボランティア

記号	学 年	教科・領域	指 導 内 容	ボランティア内容例
キ		行 事	参観会	託児（幼児・小学生）
ク	全学年	朝読書	読み聞かせ 等	読み聞かせ 等
ケ	全学年	教科等	学区探検	安全支援
コ	1年 2年	生活科	生き物と遊ぶ	生き物（昆虫）解説 等
サ	1年 2年	生活科○	作って遊ぶ	自然のものを生かしたおもちゃづくりや昔の遊び 等
シ	2年 なかよし	生活科 生活单元	野菜づくり	さつまいも栽培（草取り、休日の水やり、収穫・焼き芋づくり） 等
ス	3年	総合○ 社会科○	みかん栽培体験	みかん摘果・収穫 三ヶ日みかんの歴史の解説
セ	3年	算数科	そろばん	そろばん個別支援
ソ	4年	総合	福祉	お年寄りとのふれあい 等
タ	5年	総合	環境	三ヶ日の環境改善 等
チ	5年	家庭科○	裁縫	手縫い・ミシン縫い支援 等
ツ	6年	総合○	地域の歴史	地域の歴史（講話） 等
テ	6年	総合	キャリア学習	職業について（講話・疑似体験）

令和5年4月28日

浜松市立三ヶ日西小学校  
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会  
代表 鈴木 栄男 様

浜松市立三ヶ日西小学校運営協議会  
会長 河合 茂典

### 夢育やらまいか事業に対する意見書

令和5年4月27日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

#### 記

#### 1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 地域への愛着と誇りを高めるために、本校3年生の総合的な学習の時間で取り組んでいる「みかん学習(地域学習)」を継続していく。

⇒ 「みかん学習(地域学習)」にて地域住民に講師を依頼する。

- ② 思いやりの気持ちを育て、自他の命を大切にすることを推進する。

⇒ 助産師を講師に招いた「いのちの授業」を継続する。(1・6年)